

議案第45号

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案

平成28年（2016年）2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例

札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

別表第3

種 類	入 力	距離 (センチメートル)				
		上方	側方	前方	後方	注
開放炉	使用温度が800度以上のもの	250	200	300	200	
	使用温度が300度以上800度未満のもの	150	150	200	150	
	使用温度が300度未満のもの	100	100	100	100	
	使用温度が800度以上のもの	250	200	300	200	
開放炉以外	使用温度が300度以上800度未満のもの	150	100	200	100	
	使用温度が300度未満のもの	100	50	100	50	
不燃気以外	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	100	15	15	15	注 機器本体 上方の側方 又は後方の 距離を示す。
	据置型レンジ	100	15	15	15	
燃 料 設	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット	80	0	—	0	
	14キロワット以下					
	21キロワット以下					

ボイラー	燃料	型式	構造	設置場所	設置高さ	燃焼室容積		注															
						4.5	4.5																
気体燃料	不燃	密閉式	42キロワット以下			4.5	4.5																
									屋外用	フードを付けない場合	60	15	15										
														開放式	フードを付ける場合	15	15						
																		不半密閉式	フードを付けない場合	30	4.5		
																						フードを付ける場合	10
	液体燃料	不燃	密閉式	42キロワット以下			4.5	4.5															
										屋外用	フードを付けない場合	30	4.5	—									
															開放式	フードを付ける場合	10	4.5					
																			不半密閉式	フードを付けない場合	—	4.5	
																							フードを付ける場合
上記に分類されないもの	不燃	開放式	12キロワットを超え70キロワット以下			60	15	15															
									液体燃料	12キロワット以下	40	4.5	15										
														開放式	12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—					
																			不半密閉式	12キロワット以下	20	1.5	
																							開放式
	気体燃料	開放式	7キロワット以下				120	30	100														
										不燃	壁掛け型、つり下げ型	30	60	100									
															液体燃料	バーナーが露出	60	4.5	4.5				
																				開放式	バーナーが隠ぺい	—	—
開放式	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下				15	15	80															

注 熱対流方向が一方に集中する場合には60センチ

移動式	燃料	不燃	半密閉式・ 密閉式	バーナーが 隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5	4.5	4.5	チャームートル とする。
の	の	の	の	の	自然対	機器の全周から熱を放散 するもの	150	100	100	100	100	
					流型	機器の上方又は前方に熱 を放散するもの	150	15	100	15	100	
を	除	く	燃	燃	自然対	機器の全周から熱を放散 するもの	120	100	—	—	100	
					流型	機器の上方又は前方に熱 を放散するもの	120	5	—	—	5	
上記に分類されないもの						—	150	100	150	100	100	
乾	燥	燃	以	外	開放式	衣類乾燥機	15	4.5	4.5	4.5	4.5	
							5.8キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
設	備	燃	燃	燃	開放式	衣類乾燥機	15	4.5	—	—	4.5	
							5.8キロワット以下	15	4.5	—	—	
上記に分類されないもの						—	100	50	100	50	50	

		内部容積が1立方メートル未満のもの		50	30	50	30				
簡易湯沸設備	気体燃料	屋外用	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5	
		密閉式	半密閉式	瞬間型	フードを付ける場合	12キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0	—	0	
	不燃	屋外用	開放式	常圧貯蔵型	壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	60	15	15	15	
				瞬間型	フードを付ける場合	12キロワット以下	15	15	15	15	
		密閉式	半密閉式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	—	4.5
				瞬間型	フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	—	4.5
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	—	4.5
不燃	屋外用	開放式	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	—	4.5	
			瞬間型	12キロワット以下	—	—	—	—	—	—	
			瞬間型	調理台型	12キロワット以下	4.5	4.5	—	—	4.5	
	密閉式	半密閉式	瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0	—	—	0	
			瞬間型	壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	—	—	4.5	
			瞬間型	12キロワット以下	—	—	—	—	—	—	

給湯設備	液体燃	屋外用	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5			
			フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5			
液体燃	不燃	不燃以外		12キロワット以下	40	4.5	15	4.5			
				12キロワット以下	20	1.5	—	1.5			
			半密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15	15	
				瞬間型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	15	15	15	15	
			不密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0	
			屋外用	不燃以外	常圧貯蔵型	壁掛け型、据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
						フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロワット以下	60	15	15	15
					瞬間型	フードを付ける場合	12キロワットを超え42キロワット以下	15	15	15	15
						フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15
半密閉式	不燃	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下	15	15	15	15			
			瞬間型	12キロワットを超え70キロワット以下	15	15	15	15			
			常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	—	4.5	—	4.5			
不密閉式	不燃	瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0			
			壁掛け型、据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5			

屋外用	常圧貯蔵型 瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロワット以下	30	4.5	—	4.5			
		フードを付ける場合	12キロワットを超え42キロワット以下	10	4.5	—	4.5			
		フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下	30	4.5	—	4.5			
		フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下	10	4.5	—	4.5			
液体燃料	不燃以外		12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15			
			12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—	5			
気体燃料	不燃以外	上記に分類されないもの		—	60	15	60	15		
		開放式	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5	注1 熱対流 方向が一方 向に集中す る場合に あつては60セ ンチメー トルとする。 注2 方向性 を有するも のにあつて は100セ ン	
			全周放射型	7キロワット以下	100	100	100	100		
		開放式	バーナーが隠 い	自然対流型	7キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5	
			バーナーが露 出	強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	
		開放式	バーナーが隠 い	前方放射型	7キロワット以下	80	15	80	4.5	
			バーナーが露 出	全周放射型	7キロワット以下	80	80	80	80	
		移動	不燃	開放式	自然対流型	7キロワット以下	80	4.5	4.5	注1
					強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	
				放射型	7キロワット以下	100	50	100	20	

ろ	調 理 用 燃 料 器 具	不 燃 以 外	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8キロワット以下	100	15	15	15	注 機 器 本 体 上 方 の 側 方 又 は 後 方 の 距 離 を 示 す。	
				卓上型こんろ (2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15	15	15		注
				加熱部が開放	卓上型グリル	7キロワット以下	100	15	15		15
				バーナーが隠 ぺい	卓上型オープン・グリル (フードを付けない場 合)	7キロワット以下	50	4.5	4.5		4.5
					卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	7キロワット以下	15	4.5	4.5		4.5
					炊飯器 (炊飯容量4リッ トル以下)	4.7キロワット以下	30	10	10		10
					圧力調理器 (内容積10リ ットル以下)	—	30	10	10		10
					卓上型こんろ (1口)	5.8キロワット以下	80	0	—		0
					卓上型こんろ (2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—		0

壁の 取を 付除 式く 及。不燃 び	前方放射型	2キロワット以下	80	15	—	4.5	
	全周放射型	2キロワット以下	80	80	—	80	
	自然対流型	2キロワット以下	80	0	—	0	
電 気 乾 燥 器	不燃以外	食器乾燥器	4.5	4.5	4.5	4.5	
	不燃	食器乾燥器	0	0	—	0	
電 気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	4.5	4.5	4.5	4.5	注1 前面に 排気口を有 する機器に あつては0 センチメー
							3キロワット以下

乾燥機	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	トルとする。 注2 排気口 面にあつて は4.5セン チメートル とする。
	電気	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0	
水器	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	0	0	—	0	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(理 由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正され、ガスグリドル付こんろ及び5.8キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器に係る可燃物等との距離について新たに規定されたことに伴い、同様の距離の基準を定めるほか、所要の規定整備を行うため、本案を提出する。